

平成 25 年度 第 7 回福岡市総合図書館運営審議会 議事録

1 日 時 平成 26 年 3 月 19 日(水) 午前 10 時～

2 場 所 福岡市総合図書館 3 階 第 2 会議室

3 出席者 委 員：高橋昇、山本幸雄、井上秀明、渡邊由紀子、吉川優子、甲斐景子、
八尋理恵、大野まり子、田坂大藏、田中久美、小林晶子、宮本謙吾
(計 12 名)

図書館：久池井館長、北崎部長、大串運営課長、矢野図書サービス課長、
西島文学・文書課長 他

傍聴者：1 名

4 議事録

会 長：本日の議題は 2 つある。一つは、昨年 5 月から協議を進めてきた「福岡市総合図書館新ビジョン(素案)」についてである。また、もう一つは、福岡市総合図書館の「平成 26 年度事業計画」である。まず、「福岡市総合図書館新ビジョン(素案)」について事務局より説明願いたい。

事務局：別紙「福岡市総合図書館新ビジョン(素案)」について説明。

会 長：新ビジョン(素案)について意見はあるか。

委 員：6 ページの基本理念については、一般の方にわかりやすく簡潔で短い言葉で表す方がよい。その中で「本や人と楽しくふれあえる」という文言があるが、図書館とは本来そのような施設であり、不要ではないか。

委 員：同じく基本理念の部分についてだが、「総合図書館が福岡タワーなど市を代表する観光スポット」に位置し「観光客をはじめ幅広い層の利用を見込むことが」できるとあるが、こういうことが基本理念と言えるのか疑問である。実際に観光客がこの施設は図書館だとわかると、立ち去るのを目にしたことがあり、基本理念の取り組みの中にも「地の利」を生かした取り組みが書かれておらず、違和感がある。

委 員：「本や人と楽しくふれあえる」の部分はこのままでよい。わかっているようで基本に立ち返る意味もあり結構である。観光に関しては、基本理念の下の方に「これまで図書館を利用したことのない人や観光客などが集う場を創出」とあるが、展示やイベントで観光客向けの企画などがあるということか聞きたい。

委 員：「本や人と楽しくふれあえる」という文言は、すでに定着した図書館のイメージを強調する意味で残していいと思う。

委 員：この部分を絶対削るべきと思っているわけではないが、最後が「図書館」で体言止めされており、概念的に重なってしまうので、「交流の拠点」で止めれば問題ない。

委員：「新ビジョン（素案）」概要版（A3サイズの1枚紙）を見ると、一番左下の「4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営を目指す」ことが欠かせない重要項目であるように感じさせる。指定管理者制度の検討、駐車場有料化、研修体制の確立などの必要性については説明もあり理解できるが、「使いやすいホームページの充実」は4つの図書館像の一つに収めたほうがすっきりするように思う。

事務局：観光客に対して図書館が提供できる情報、福岡市や周辺自治体が発信する観光スポットや施設などの情報をすべて集約し見せることができるようにする。総合図書館には観光情報も揃っていることがわかれば、おのずと観光客が立ち寄り、何か得るものがある。そういう意図で観光客も含めた視点が必要と感じたので基本理念の中に入れた。ホームページについては、もちろん施策の中でもやっていくが、図書館の運営を考える上で、現代の情報化社会の中で情報発信の要でもあり、すべての人に分かりやすいホームページを充実させていくことが、4つの図書館像を創出する施策を下支えすることになると考えた。

委員：（素案）12ページの駐車場の有料化に関して質問がある。図書館に長時間滞在する人に対する制限を加える意味での駐車料金の徴収と考えていたが、財源としての収入と書かれており、財源の確保が主たる目的なのか。

事務局：駐車場の一般利用に対する有料化というのは、現在でも図書館を利用しない方が少なからず駐車しており、本来の図書館利用者の駐車場の利用に支障が生じているため、これを緩和することが主たる目的である。また、駐車場施設の有効活用により、歳入を増やし、自主財源を確保することで、新ビジョンに掲げる財産の有効活用を図るという目的もあり、（素案）に記載されている自主財源の確保に努めるとは、その意味での表現である。

委員：これからパブリックコメントを実施するにあたり、現在の（素案）の表現では、一般市民に、今の説明内容は伝わらないのではないかと。そのままでは財源を確保するために一般利用者から駐車料を取るようになると受け取られかねない。

事務局：少し補足をすると、駐車場の活用には図書館の開館時間中と、夜間や休館日など閉館中の2つの要素がある。開館時間中は、説明したように図書館利用者の利便性を図り、それ以外の目的の方の駐車場利用を抑制する効果を狙っている。閉館時には、一般開放を行い、歳入財源を確保し、図書館の様々な事業に歳入として充てる。

委員：趣旨についてはよくわかり賛成するが、読んで目的がわかるように表現を変えたほうがよい。

委員：夜間や休館日の駐車料金にどれだけの利益を見込んでいるのか。夜間も開放するというのであれば、24時間の機械警備等の導入もあり、かなり経費もかかると思うし、長期的な収支について不安な面がある。また、自主財源としての広告収入だが、財産の有効活用という面で、映画の有料上映は既に行っているが、財産である図書を収入源とする考えはないのか。

事務局：駐車場有料化事業については、議題2の「平成26年度事業計画」の中で説明する予定だったが、質問が集中しており先に説明する。一般利用にも開放し、休館日も含め年中無休で24時間営業を基本とするが、近隣のマンションに迷惑がかからないよう23時から翌朝までは入出庫禁止とする。図書館利用者は現行通り無料で利用できることとする。開館時の料金は、近隣の駐車場より高めに設定することで一般利用を抑制し、閉館後は、近隣の平均的な料金に合わせる。運営形態は、民間事業者が主体となり、駐車料金はすべてその事業者に入るが、事業者は市に対して、一定の使用料金を払う。金額は、年額800万円程度を想定している。試算によると年間1,400万円の駐車料金が見込め、市への使用料800万円、管理費等500万円を差し引いても民間事業者に利益が出るものとする。このように自主財源による歳入を増やし歳出を削減することにより、様々な図書館サービス向上に充てる。スケジュールについては、6月頃から現在の駐車場の改良工事を開始し、9月末頃には完了するため、民間事業者による新しい運営形態の駐車場管理は11月頃開始となる予定。既に同様の運営形態で、博多区役所と城南区役所に導入されており、南区役所と西区役所でも導入される予定である。よって、運営については、各区役所の方法を参考にする。広告収入については、既に図書館ホームページのバナー広告や飲食コーナーに設置しているモニター表示広告等を実施している。なお、財産の有効活用による広告収入確保については、図書館だけでなく、福岡市全体の方針でもあり、そのような方針を踏まえ、各施設において創意工夫しながら、今後、具体案を検討していきたいと考えている。

委員：駐車場有料化事業については、図書館利用者が優先で、従来どおりの使い方ができるということであれば問題はない。

事務局：財産の有効活用や収入の確保等の話については、市民の方が今後、図書館は様々な面で有料化していくのではないかと危惧するかもしれないが、図書館法により、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されており、図書館本体の利用について有料化されることはないことを説明しておく。

委員：駐車場の件だが、現在の運用では、駐車場の利用時間は2時間までとなっているが、シネラの上映時には、2時間を超える場合もあるので、ご配慮いただきたい。また、最初に質問すべきであったが、この（素案）の策定経緯は、昨年11月15日に答申を行い、その内容を踏まえ11月29日に審議会で審議を行い、12月6日に教育委員会会議で報告するという流れであったと思う。本日配布されている「福岡市総合図書館新ビジョン（素案）」の資料はA4サイズの15ページの冊子とA3サイズの1枚紙の概要版の2種類あるが、最終的に教育委員会会議に報告されたのは、このA3サイズの概要版ということか。というのも、昨年11月15日に行った答申の中では、「団体貸出・地域文庫の充実」という項目があって、離島な

ど図書館利用が困難な地域には、団体貸出等により図書館側から出向いてサービスを提供するという内容であったが、今回の（素案）では出ていない。（素案）の中にある様々なサービスの拡充もいいが、全体的に図書館に来たらサービスを提供しますという視点であり、答申にあった図書館側から出向いて行くという視点も必要ではないかと思う。策定の経緯の中で様々な内部調整により作られた（素案）であると思うが、策定された経緯をもう一度確認したい。

事務局：昨年の11月15日に答申を受け、12月6日に教育委員会会議で答申を報告したが、「福岡市総合図書館新ビジョン（素案）」の策定はその後から開始した。

総合図書館は福岡市教育委員会の組織であり、「新ビジョン（素案）」策定にあっても、総合図書館内部の協議を経て、教育委員会内部での協議、さらに、福岡市内の関係部局との協議を重ねて、この（素案）をまとめた。本日配布したA3サイズの概要版は、説明用の参考資料であり、「パブリックコメント」用として市民向けに配布するのは、A4サイズの冊子である。「団体貸出・地域文庫の充実」という項目については、答申の中で記載していたが、今後、「新ビジョン」の各施策を実施するにあたり、5年ごとの具体的な事業計画を立てる予定で、その中で事業の見直しも含めて、盛り込んで行きたいと考えている。

委員：以前の資料に比べると、（素案）の後ろにある用語集がとても見やすくなった。

しかし、15ページの用語集⑥の「ヤングアダルト」については、まだ違和感があり、わざわざ用語集で説明する必要もあるようだ。私が行った山口の図書館では、「ティーンエイジャー」という用語で表示してあり、とても身近な言葉でわかりやすく、表示を代えたら、用語集に入れなくても理解されるのではないかと思う。

事務局：教育委員会の別の基本計画である「福岡市子ども読書活動推進計画」（第2次）の中で、図書館を拠点とした読書活動の推進を図るため「ヤングアダルトへの支援」という項目があり、それを受けてこのような表現を使っているが、わかり易い表現ということも重要なので、今後、用語の見直しを検討していきたい。

委員：用語集の中の②「レファレンスサービス」についてだが、「新ビジョン（素案）」の施策の中では、能動的なサービスの提供として説明されているが、用語集の説明では、質問回答など受動的サービスに限定されるような説明になっており、もっと能動的なサービスも加えた表現が望ましい。しかし、そもそも「レファレンスサービス」という言葉を用語集で説明しなければならないという事自体が、図書館関係者として悲しいことだと思うが。

会長：「レファレンスサービス」という言葉も、アメリカでは、「インフォメーションサービス」と呼ばれており、現状の利用者の割合からすると、図書館関係者だけにしかわからない用語であり、今後は「ヤングアダルト」や「レファレンスサービス」を「ティーンエイジャー」や「インフォメーションサービス」という言葉に代えていく必要があるかもしれない。

事務局：用語については、教育委員会内部の協議においても、多くの用語の見直しを求められ、図書館を利用していない一般の方でも理解できるよう、言葉の置き換え作業を行った結果、最終的に残ったものが用語集に記載されている用語である。内部で十分に協議を行った結果の用語集であることを説明しておく。

委員：(素案)の10ページにある「(4)総合図書館の特色を生かした図書館」の中で、「新たな取り組み」として、「市施設でのアジア映画上映の検討」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか説明してほしい。また、(素案)の1ページや2ページにある「図書資料」「映像資料」「文書資料」という3部門の表記順について、「映像資料」と「文書資料」が逆になったりして各ページにおいて相違しており、統一した方がいいのではないか。

事務局：「市施設でのアジア映画上映の検討」については、せっかく収集したアジア映画をもっと身近ところで見ていただけないだろうかということで、以前、審議会でも意見があったもので、市民センター等ホール機能を持つ施設においての上映を検討している。映写設備や費用の問題もあるが、常設上映ではなく随時上映することで、シネラの宣伝を行い、若い方を中心に、今までアジア映画を見たことがない方に、アジア映画の魅力に触れていただき、シネラに来ていただこうと考えている。なお、機器や費用以外にも著作権等の問題があり、この問題の解消を条件としているため、「検討」という表現にしている。「図書資料」「映像資料」「文書資料」という3部門の表記順については、平成3年に策定された開館当時の「基本計画」において表記されていた順番であるが、今回の「新ビジョン(素案)」策定時に順番が相違した箇所もあるため、訂正する。

委員：この「新ビジョン」は、平成26年度からの10年間を計画期間としているが、事業を実施するにあたり、平成26年度の予算は既に措置されているのか。

事務局：平成26年度は、予算化された事業がないので、新規予算を伴わないような取り組みや、図書館費という経常経費で対応できるものから取り組む予定である。例えば、無線LAN設備「Fukuoka City Wi-Fi」については、経常経費により設備を構築し、平成26年度中にサービスを開始予定である。

委員：それでは、予算措置を伴うものは平成27年度からの取り組みになるということか。

2年程前、教育委員会の職員が、研修でフィンランドの図書館に派遣された際の研修報告書を見たことがある。その中で、運営方法や館内の表示等、少なからず参考になるものがあり、できれば、このような場で委員の皆さんにも見せたかった。

今後、事業計画を立てる際に、このような事例も参考にされると、少ない予算であっても、創意工夫により様々な取り組みが出来るのではないかと思う。その一例として、1階の喫煙コーナーについては、館内は全面禁煙にして、授乳室にすることを考えて欲しい。お金をかけずに施設の有効活用を図るという意味で、ぜひ実行して欲しい。

事務局：フィンランドの図書館の研修報告の件については、機会があれば、担当者呼んで紹介したい。また、1階の喫煙コーナーについては、平成26年度から廃止することになっている。その後の授乳室としての活用については、カウンター等から見て死角になっている上、事務所側で直接管理できない場所でもあるため、管理面の問題から、授乳室としての活用は考えていない。今後の活用方法についてはこれから検討する。

委員：(素案)の12ページにある「3 効率的で効果的な図書館運営」の「(1)施設の有効活用と管理運営体制」の中にある「ア 開館時間の拡大など図書館サービスを向上していくため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた運営方法について検討します。」とのことだが、開館時間の拡大のために民間活力の導入をするような記載になっている。答申の中では、指定管理者制度の導入を検討する際には、メリット、デメリットを明確にして、幅広く意見を聞くとともに、文部科学省が出した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた事項が確実に実施されることを前提とするとなっていた。それらの記載が何もないようだが、少し説明して欲しい。

事務局：開館時間の延長については以前から多くの要望があったので検討する必要がある。

指定管理者制度などの民間活力の導入については、第9次福岡市基本計画の中で、「民間で担えるものは民間で行うことを徹底する」と定めており、教育委員会の基本計画や図書館の「新ビジョン」の上位計画である福岡市の基本計画に沿った形での表現である。もちろん決定ではなく、導入の可否について、幅広くいろいろな方の意見を聞くことは当然である。また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中でも、社会が大きく変化している状況を踏まえ、民間活力の導入も検討できる規定が盛り込まれており、新しいサービスを展開する上で、民間活力の導入も一つの手法として検討する必要があると考えている。

委員：パブリックコメントで回答するにあたり、市民の立場から見ればもう少し具体的にした方が回答し易いと思われる箇所がA3サイズの概要版の中にある。例えば、4つの図書館像の中の「誰もが楽しめる図書館」に対する「新たな取り組み」として「働く世代などに対応した開館時間延長の検討」は具体的で良いと思うが、その上に記載してある「来館困難者に対応したサービス拠点の検討」については、「来館困難者」や「サービス拠点」について「公民館」や「子どもプラザ」等もう少し具体例等の説明が必要と思われる。また、4つの図書館像の中の「子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館」の隣に記載された「子どもが本に親しみ読書をする習慣が身に付くよう、年齢に合わせた図書、絵本などの収集・貸出や、おはなし会などのイベントを実施するとともに、学校と連携して学校図書館への支援を行う図書館を目指す。」は具体的で良いのだが、既に取り組んでいる内容であり、「新たな取り組み」の中で記載できないので「新たな取り組み」を「実現するための具体的な

施策」等に変更すれば、記載できるのではないか。また、一番下に記載されている「3 効率的で効果的な図書館運営」の各項目である「図書館サービスを向上していくため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた運営方法について検討」以下の4つの項目がレイアウト上、目立っていて結論のように見えるので、レイアウトを工夫してはどうか。

事務局：先程説明したが、A3サイズの概要版は本日の説明用の参考資料であり、パブリックコメント用の資料ではない。また、「サービス拠点」については、「公民館」にしても「子どもプラザ」にしても関係部局との協議が必要であり、意向を確認する必要もあるので、具体的な施設名等を出さずに検討という表現をしている。

委員：それでは、(素案)の8ページの「(2) さまざまな情報を求める市民に応える図書館」の中の「ウ ネットワーク機能の充実」に記載されている「少年科学文化会館」「ふくふくプラザ」「議会図書室」等は何故具体名がでているのか。

事務局：これら3つの施設については、これらのサービスについて、既に具体的な相談を受けているためである。

会長：その他ご意見が無ければ、次の議題である「平成26年度事業計画」の議論に移りたいが、よろしいか。この「平成26年度事業計画」の中で、「新ビジョン」の具体的な施策が平成26年度ではどこまで盛り込まれるのか、また平成27年度以降になるのかを見極めてもらう。それでは、事務局より「平成26年度事業計画」の説明を願いたい。

事務局：別紙「平成26年度事業計画」について説明。

会長：「平成26年度事業計画」について意見はあるか。

委員：学校や他の図書館との連携については事業計画があるが、公民館や地域団体との連携事業についてはどうなのか。学校や他の図書館だけでなく、福岡市全体の読書推進という意味で、総合図書館から公民館や地域団体への広報等による働きかけを行ってはどうか。

事務局：公民館との連携という面では、図書館で除籍になった本を、例年3月に譲渡会を開き、譲渡し、残った本についても地域の文庫にお譲りし、有効活用を図っている。

その他にも、団体貸出や生涯学習課の進める「スタンダード文庫」も含め、様々な取り組みについて、もっと広報等により周知することが必要だと考えている。

また、学校図書館については、学校図書館支援センター事業がようやく始まり、学校図書館支援センターという機関を通じて図書館からの情報発信ができるのではないかと考えている。

会長：連携といえば、天神のあたりでNPOが業者と組んで公民館に図書を寄贈する等図書館的な活動を始めると聞いた。福岡市の図書館としては、このような団体をサポートする等により、連携していく考えはないのか。

事務局：福岡市の各局、特に経済観光文化局等は、NPOとの連携事業を活発に行っており、図書館としてもNPOとの連携により、新たなサービスが展開できないか等を今後、検討していきたいと考えている。

会長：平成26年度から「木の葉モール橋本」に返却ポストができるが、分館の開館時間を1時間延長できないなら、代わりに、予約本の返却スポットをもっと設置できないのか。

事務局：現在まだ予算化はされていないが、(素案)にも掲げているとおり、「来館が困難な人に対応したサービス拠点の検討」という項目で検討している。

委員：事業計画を見ていると継続事業が多いが、新規事業には無線LANやホームページ改定等コンピューター関係の事業が多く、どこの部署が担当しているのか。また、新規事業の中でも「検討」という言葉が多く、平成26年度の事業予算は既に把握されているのだから、平成26年度に実際に実現する事業を教えてください。

事務局：システム関係については、「運営課企画係」が担当している。「実施」と記載されているものは実施するとみていただいている。例えば、「無線LANサービス」や「アジア映画のポスター展」等がある。委員の皆さんからいただいた意見について、内部的に予算化する努力はしたが、結果として、予算措置がされなかったものについては、「検討」という説明になっている。今後とも予算化する努力はしていくが、福岡市全体の限られた予算の枠の中で新規事業を実施するためには、既存の事業の見直しも行いながら考えていく必要もあり、そのような中で「新ビジョン」の事業の実現に取り組んでいきたいと考えている。

会長：「ボランティア受入事業」について確認したいが、継続60名に対し平成26年度に新規を40名受け入れて、100名体制で活動を行うということか。

事務局：そのとおりである。

会長：ボランティアをもっと活用することで、より良いサービスを実現できないのか。

事務局：ボランティアの活用については当然検討すべきだが、ボランティアのできる仕事は限られているため、どのような仕事をするのか図書館側でよく考える必要がある。

図書館は生涯学習施設でもあるため、図書館側もボランティアの方も納得できるような活動の場を提供していく必要がある。

委員：ボランティアを受け入れる際には、ボランティアの方も、受け入れる図書館側も、公共図書館の使命や役割を踏まえた上で、活用して欲しいと思う。それから、事業計画にある東図書館移設についてだが、東区の地元の方や読書活動団体の方に話を聞いても、どのような図書館になるのか全くわからないという方が多い。新しい図書館を作るのなら、館長をはじめ、図書館の方々も、地元の方々と直接話をする等、図書館に思い入れのある方たちの意見を取り入れて作って欲しいと思う。それから、レファレンスについてだが、(素案)8ページの「新たな取り組み」の中で、「窓口、電話だけでなく電子メールでのレファレンスサービスの実施」とあり、福岡県立図

書館では既に行っているサービスであるが、カウンター等対面で行うサービスに比べ、情報量が限られると思うので、少し懸念を抱いている。それから、(素案) 12ページの「施設の有効活用」という意味で、「シネラ」を単に映画館としてだけでなく、講演会等の多目的施設として活用してはどうかと思う。

会長：委員の皆さんから多数の意見をいただき、ご協力に感謝する。

この後は事務局に議事をお返りする。

事務局：委員の皆さんには、長時間に亘り審議していただき、感謝申し上げます。

今回が平成25年度の最後の運営審議会となるが、次年度以降も、総合図書館の運営にあたり、委員の皆さんのご支援を賜りたいと考えているので、よろしく願いたい。